

ごみの不法投棄は犯罪です

道路や空き地へのごみの不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。

違反すると**5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金**に処せられます。

心無い人による不法投棄で美観や自然がこわされます。空き缶やたばこのポイ捨ても、不法投棄です。自分で出したごみは持ち帰り、処理するようご協力をお願いします。



ごみの野焼きは禁止です

基準にあった焼却設備を使わずに、ドラム缶や簡易焼却炉で木くず、紙くず、プラスチックなどのごみを燃やす行為、いわゆる「野焼き」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止されています。

違反すると**5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金**に処せられます。

煙・すす・悪臭により周辺の皆さんに迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシンなどの有害物質の発生による環境汚染や火災の原因にもなりますので、野焼きは絶対にやめましょう。

焼却禁止の例外

- ・国又は地方公共団体が施設の管理を行うために必要な場合
例：河川敷の草焼き、海岸漂着物の焼却など
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な場合
例：災害時の応急対策など
- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な場合
例：どんど焼きなど
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる場合
例：稲わらの焼却、漁網にかかったごみの焼却など
- ・たき火などその他日常生活上で行われるもので軽微な場合
例：たき火、キャンプファイヤーなど

ただし、近隣住民に迷惑となるような行為については上記の場合であっても焼却を行わないでください。

一般廃棄物焼却炉の構造基準

- ・空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が摂氏 800 度以上で廃棄物を焼却できるものであること。
- ・焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ・外気と遮断された状態で、定量ずつごみを焼却室に投入できること。
- ・燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定できる装置があること。
- ・燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置があること。

